

自家用航空機を使用される方へ

搭乗される航空機の航空保険(第三者賠償責任保険)

加入の確認のご協力をお願いしております。

万が一事故が発生し、搭乗者だけでなく、機外の第三者の生命、身体を害することや、他人の財物を滅失、破損、汚損することにより、法律上の損害賠償責任を負うこととなった場合に、被害者への賠償を確実に行うことができるよう、適切な航空保険が付保された航空機に搭乗することが必要です。

いわゆる事業用機（航空運送事業者や航空機使用事業者）については、その事業許可に際して、事故の際に必要な損害賠償のために適切な保険契約が締結されていることを確認している一方で、自家用航空機の保険への加入は自らの判断に委ねられており、現在、航空局では操縦士に対して特定操縦技能審査の機会に適切な航空保険への加入を奨励、指導しているところです。

今般、国は自家用航空機が国の管理する空港等を利用する際、又は場外離着陸場を利用する際に航空保険加入の有無を確認することで、無保険の状態で飛行することが無いよう措置するとともに、自治体など国以外が管理する空港についても同様の措置を講じるよう指導していくところです。

【連絡先】

(確認方法に関すること)

各空港に所在する空港事務所にお問合せください。

※管内空港の現況と出先機関ページをご参照ください。

<http://ocab.mlit.go.jp/about/jurisdiction/>

(確認方法以外に関すること)

大阪航空局 空港管理課監理係 電話 06-6937-2726 (直通)

航空局 航空ネットワーク企画課 担当：監理係長 電話 03-5253-8111 (内線 49121)

* 問合せの取扱時間は、祝日及び年末年始の閉庁日を除く月曜日から金曜日までの
9:30～12:00 及び 13:00～17:00 の時間帯です。